

## **[事案 30-284] 既払込保険料返還請求**

・令和元年6月17日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人の誤説明および説明不十分を理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

昭和59年6月に契約した終身保険（契約①）について、平成元年3月に終身保険（契約②）へ、平成5年8月に終身保険（契約③）へ、さらに平成15年7月に終身移行保険（契約④）へと転換した。また、平成5年8月に特定疾病保障保険（契約⑤）を、平成24年3月に医療保険（契約⑥）を契約した。しかし、以下の理由により、すべての保険について既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約①ないし契約④について、契約時、保険料払込期間満了後も医療保障が終身継続すると説明されたが、実際には、そのような保障は付加されていなかった。
- (2) 契約①ないし契約④について、責任準備金、予定利率に関する説明がなかった。
- (3) 契約③から契約④への転換時に、契約④が掛け捨ての保険になることの説明がなかった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人が、保険料払込期間満了後も医療保障が終身継続すると説明することはない。
- (2) 一般に責任準備金や予定利率に関する情報は、契約をするか否かの決定にあたって重要な情報とは言えず、また、予定利率は設計書に記載されている。
- (3) 募集人は、設計書等を用いて、契約④は定期保険で、指定年齢時に終身移行をして初めて終身保障が発生することを説明している。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の説明状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人による誤説明や説明不十分は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。